

令和6年第7回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年7月25日 勤労福祉会館 第2・第3研修室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
		8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
		14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司※	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

※14:35入室

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
7番	瀧 信義	13番	近藤 淳司

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	長崎 倫典
主査	山本 愛	主任	大橋 崇史

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後2時15分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第7回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、瀧委員、近藤委員の2名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。今日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。本格的な夏を迎え、厳しい暑さが続きますので、健康には十分、留意していただきたいと思っております。それでは、只今から、令和6年第7回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は17人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において6番杉村委員、8番石田委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在1,996㎡の農地を耕作しており、個人で年間180日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大するものです。

受人は現在2,843㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は自宅至近にある申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在279㎡の農地を耕作しており、個人で年間120日、世帯で180日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は、渡人に代わり申請地を長年管理しており、今回の贈与を受け改めて834㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間60日、世帯で240日農業に従事する計画となっております。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在491㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯で180日農業に従事しています。

番号6番、7番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。受人は現在49,368.63㎡の農地を耕作しており、個人で年間330日、世帯で1,460日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は申請地に隣接するあま市東溝口を始め、春日井市、日進市等で耕作中であり、渡人の申し出を受け申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 8,757 m²の農地を耕作しており、個人で年間 180 日、世帯で 320 日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。受人は現在 21,542 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 900 日農業に従事しています。

4 ページをお願いします。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。受人は現在 4,505.22 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯で 210 日農業に従事しています。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は現在、申請地の隣で自己用住宅を目的とする農地法第5条の許可申請中です。申請地を取得することにより 123 m²の農地を耕作することとなり、個人で年間 60 日、世帯で 240 日農業に従事する計画となっております。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 2,438 m²の農地を経営しております。また、常時従事者数は1名で、年間 200 日従事しており、農地を所有することのできる農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより 1,387 m²の農地を耕作することとなり、個人で年間60日、世帯で180日農業に従事する計画となっております。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。受人には近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。受人は現在 35,337.46 m²の農地を耕作しており、個人で年間120日、世帯で320日農業に従事しています。

5ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計14件、移動の土地は、田 5筆 1,763 m²、畑 17筆 3,075 m²、合計22筆 4,838 m²です。

以上14件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、申請地の対価、申請人について、参考としてお手元に配付しております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

6ページをお願いします。議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規

定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

まず議案の訂正がございます。8ページの5条の10番ですが、所有権移転ではなく、使用貸借権での権利設定の案件になります。

大変申し訳ございません。訂正した上で進めさせていただきます。

それでは、所有権移転案件から説明させていただきます。7ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部については贈与、残地については売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは住宅敷地の拡張による転用でございます。農地区分は第2種農地で、宅地 419 m²と一体利用します。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

8ページをお願いします。

番号10番については、権利設定の案件になりますので、後ほど説明させていただきます。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

続きまして権利設定の案件になります。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

9ページをお願いします。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、10ページの総括表をごらん下さい。

5 条の申請件数は、13 件 転用の土地 田 8 筆 3,166 m² 畑 12 筆 2,642 m²、合計 20 筆 5,808 m² です。

以上 5 条申請 13 件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

ほかに質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事へ送付することに賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 11 ページをお願い致します。

議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件と、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権を設定する案件の 2 種類がございます。

12 ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和 6 年 9 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。

13 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用

権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は24筆、使用貸借権の設定は6筆です。

貸借期間は令和6年9月1日から令和16年12月31日までです。

16 ページ総括表をお願い致します。

田 28筆、畑 2筆、宅地 1筆 合計 31筆 25,183 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、小原委員、橋本委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いいたします。

議案第35号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5報告第21号 現況証明願の報告について から日程第7報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは17ページをお願いします。

報告第21号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

18ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

平成7年より薬局の駐車場として一体利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。
平成元年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番
申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 50 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 4 番
申請地 地目 面積 を朗読。
昭和 48 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 5 番
申請地 地目 面積 を朗読。
平成 12 年より住宅敷地として一体利用しておりました。

つづきまして、19 ページをお願いします。
報告第 22 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の報告についてです。
農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。
20 ページをお願いします。
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の届出です。

番号 1 番
申請地 地目 面積 を朗読。
駐車場の設置による転用でございます。

21 ページ総括表をお願いします。
申請件数 1 件 田 1 筆 19 m² 合計 1 筆 19 m² です。

続きまして 22 ページをお願いします。
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出です。
まず所有権移転案件になります。

番号 1 番
申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分譲住宅建築による転用でございます。

続きまして、23ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、住宅建築による転用でございます。

24ページ総括表をお願いします。

申請件数 4件 田 1筆 144㎡ 畑 3筆 880㎡ 合計 4筆 1,024㎡です。

つづきまして、25ページをお願いいたします。

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

26ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地中間管理事業に移行するため、賃借権を解除します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地中間管理事業に移行するため、賃借権を解除します。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

令和6年第7回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年7月25日 勤労福祉会館 第2・第3研修室

番号4番と5番は受人が同一のため一括で説明いたします。

申請地 地目 面積 を朗読。

道路拡張のため、農地の一部の賃借権を解除します。

27ページの総括表をお願いします。

申請件 5件 田 7筆 6,294㎡ 合計 7筆 6,294㎡です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和6年第7回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

6番委員

杉村 由幸

8番委員

石田 剛士